

令和2年3月定例議会 議案概要		担当課	商工観光課	種別	その他						
議案番号	議案第47号	議案名	琴浦町三本杉ふるさと分校、琴浦町南部ふるさと広場の指定管理者の指定について								
目的	地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定するもの。										
内容	<p>1 施設概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>琴浦町三本杉ふるさと分校</td> <td>琴浦町大字三本杉 1129 番地 1</td> </tr> <tr> <td>琴浦町南部ふるさと広場</td> <td>琴浦町大字三本杉 1087 番地</td> </tr> </tbody> </table>					名称	位置	琴浦町三本杉ふるさと分校	琴浦町大字三本杉 1129 番地 1	琴浦町南部ふるさと広場	琴浦町大字三本杉 1087 番地
	名称	位置									
琴浦町三本杉ふるさと分校	琴浦町大字三本杉 1129 番地 1										
琴浦町南部ふるさと広場	琴浦町大字三本杉 1087 番地										
	<p>2 指定管理者概要</p> <p>(1) 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字三本杉 1071 番地</p> <p>(2) 団体名 三本杉ふるさと分校管理委員会</p> <p>(3) 代表者 委員長 曾根下 裕一</p> <p>(4) 指定管理期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで(3年間)</p> <p>3 指定理由</p> <p>三本杉ふるさと分校管理委員会は平成18年から当該施設の指定管理者として適正な維持管理に努め、地域の交流の促進など、関係業務に係る良好な実績もあることから、指定管理者に指定するもの。</p> <p>指定期間は令和2年4月1日から3年間とする。</p>										
補足事項											